

鎌倉市における宿泊税制度(案) について

令和8年6月8日

鎌倉市 文化観光部 観光課
総務部 市民税課

- 1 はじめに
- 2 鎌倉市の現状と観光財源の考え方
- 3 これまでの検討経緯について
- 4 宿泊税の制度内容について
- 5 鎌倉市における宿泊税の概要(案)
- 6 税収の使途(使い道)について
- 7 今後の想定スケジュール

1 はじめに

■はじめに

「古都・鎌倉」として日本を代表する観光都市である鎌倉市は、市民や観光旅行者が豊かな生活・観光を享受できるようになることを目的に、鎌倉市観光基本計画のもと「住んでよかった、訪れてよかった」と思えるまちづくりを基本理念とし、新たな方針に基づく観光施策の推進に取り組んできました。一方、国内に目を向けますと、人口減少や少子高齢化といった社会課題が進行し、地域の経済活動の縮小が懸念される中、鎌倉市においては宿泊を伴う滞在型観光の促進、インバウンドへの対応、快適な受入環境整備といった複雑な観光ニーズへの対策と、市民生活の両立が求められております。

そのような情勢下において、第4期鎌倉市観光基本計画(令和8年3月策定)に基づき、「責任ある観光の推進」、「泊まる観光の促進」、「誰もが利用しやすい観光受入環境の充実」等を着実に実行していくため、観光活動における受益者である観光客から一定の負担を求める仕組みの導入も含め、安定した観光財源の確保に向けた検討を進めていくこととしました。そのため、令和8年2月に、観光関係者や有識者等で構成する「鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会」を設置し、新たな観光財源の導入にかかる検討を進めて参りました。

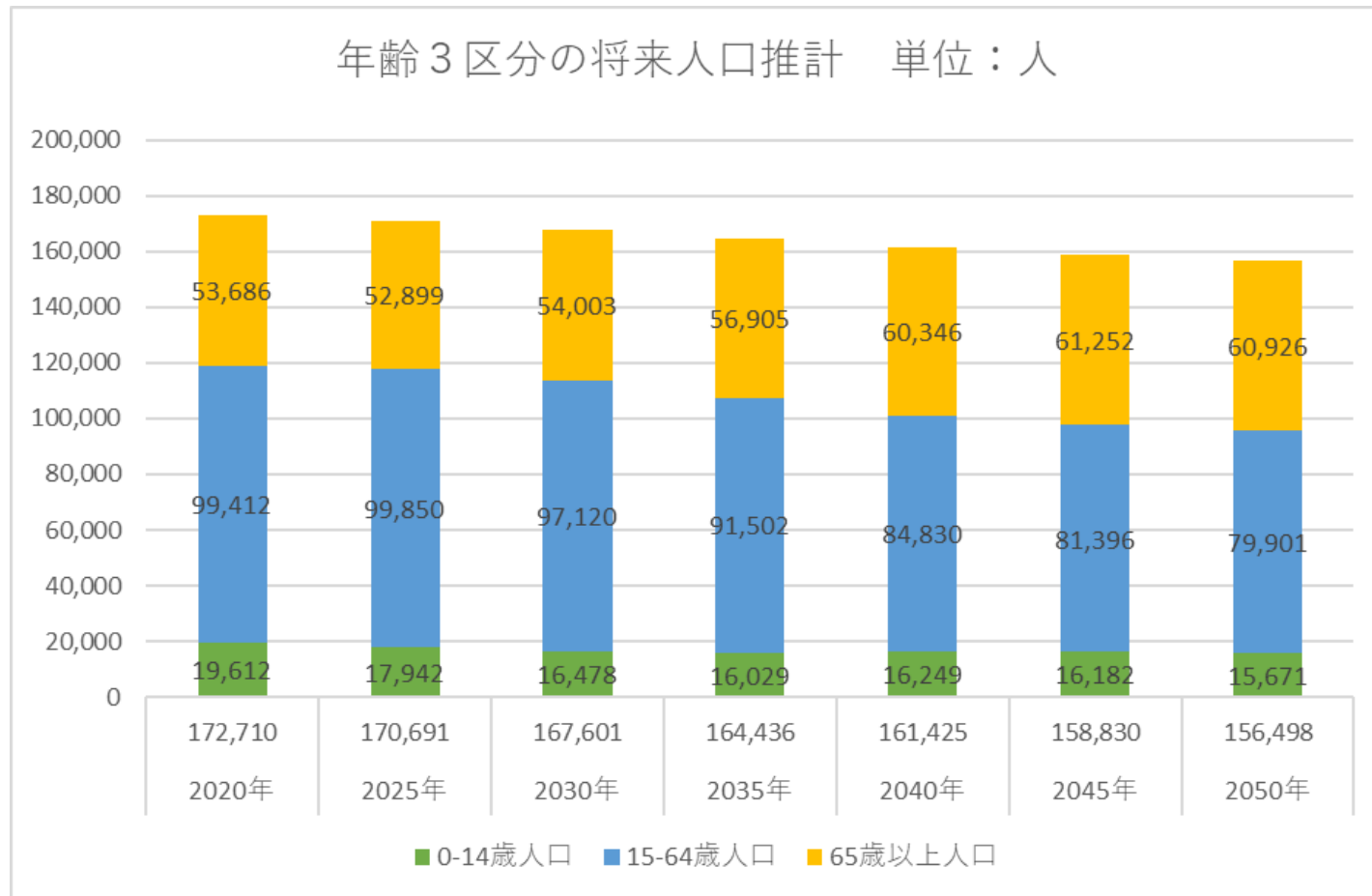
当該検討委員会におきまして、様々な観光財源の種類、比較・検討を行ったうえで、宿泊税という制度の優位性をはじめ、その目的や用途(使い道)、課税要件等について、市内宿泊事業者向けアンケート、勉強会、意見交換会等の場で頂いたご意見に加え、先行して制度を導入している自治体の事例や意識調査等も踏まえ、慎重かつ丁寧に議論を重ねてきました。その検討の結果、「宿泊税の財源としての優位性や、その導入意義等から判断し、観光財源として宿泊税を導入することが妥当」という意見を得ました。

市としまして、この宿泊税という税制度の導入にあたり市民の皆さまから広くご意見を募集するとともに、寄せられたご意見を十分に考慮したうえで、今後の政策決定に活かしていきたいと考えています。

2 鎌倉市の現状と観光財源 の考え方

鎌倉市の将来人口推計

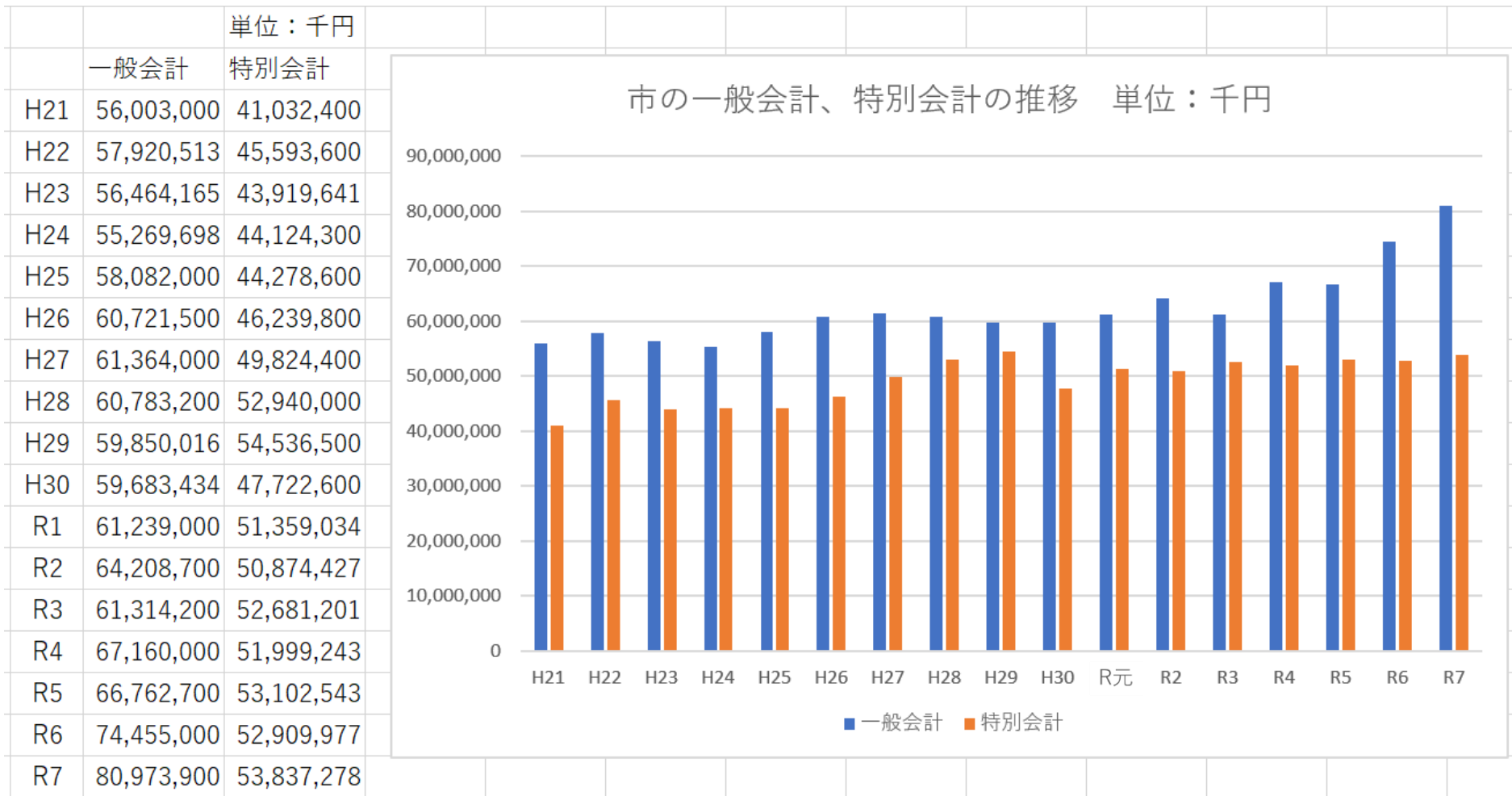
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」



将来的な人口推移は、大幅な減少が見込まれ、同時に生産年齢人口も減少傾向と見られています。

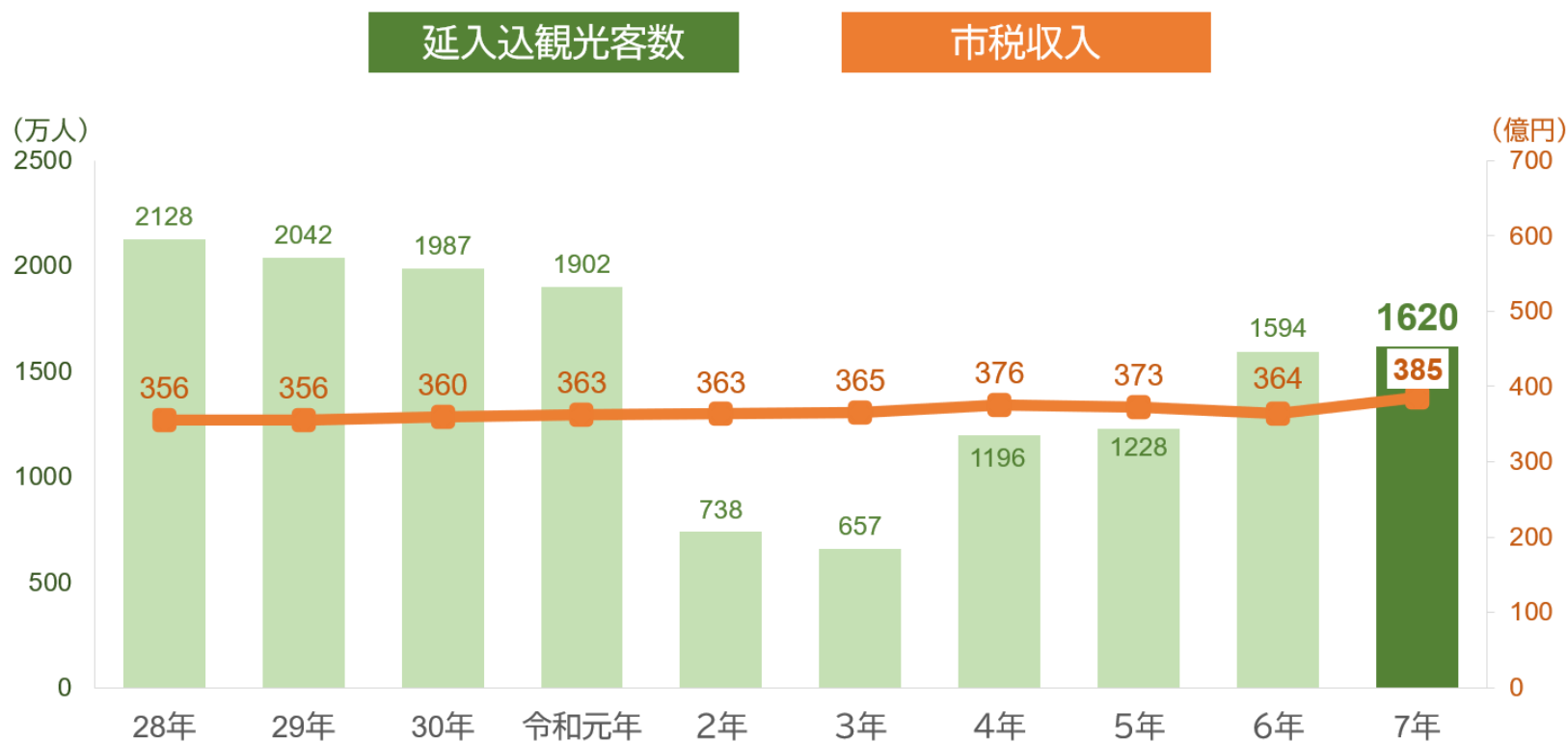
2050年には市の人口が156,498人(2020年比 約▲9.4%)にまで減少するという試算があり、市の安定した財源確保は必須と言えます。

市の財政状況(歳出予算の推移)



市の年度予算は、物価高騰、高齢化率の上昇、オーバーツーリズム対策、防災インフラ整備等の要因から、増加傾向にあります。

鎌倉市の観光に関する特性や課題(市税への影響)



出所:令和7年入込観光客調査、年度別鎌倉市の財政情報 ※令和7年度の市税収入は予算額

市の延べ観光客数はコロナ禍等の影響で数字が大きく変わる一方、市の税収額は一定規模で推移しています。

⇒観光客数が市の財政に与えるプラスの効果は乏しく、受益者(観光客)負担の構造になっていない。

鎌倉市の観光に関する特性や課題(日帰り観光)

●市の観光客数：約1,594万人

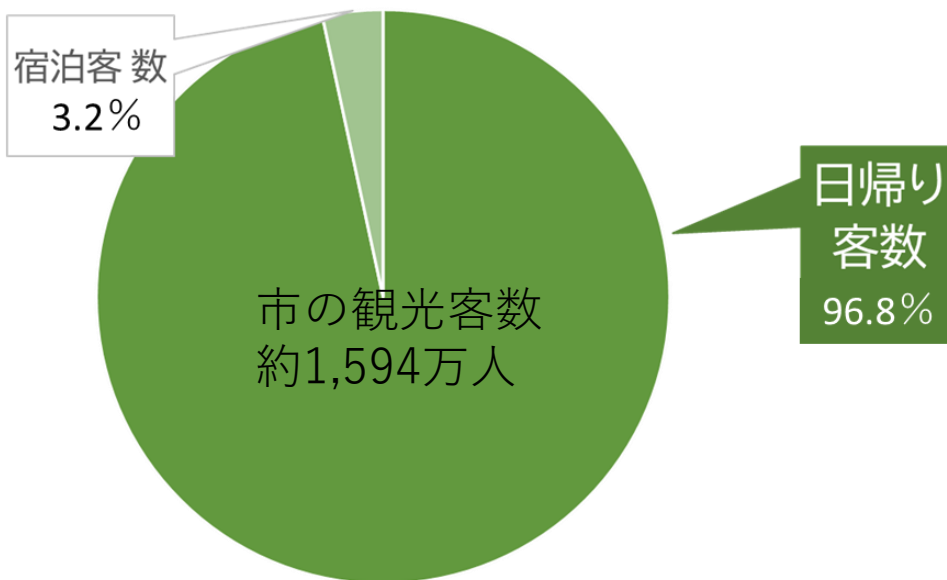
延入込観光客数※の数字

※特定の観光地を訪れた人の数を「延べ人数」でカウントした数値です。同一人物が期間内に複数回訪れた場合や、複数の観光スポットを巡った場合、その訪問回数ごとにすべて加算されます

●上記のうち宿泊客数：約50.4万人

上記の数字は令和6年推計値です。

旅行の形態



出所：令和6年神奈川県入込観光客調査

首都圏から程よい距離感にあるが故、日帰り観光地としての性格が強く、観光消費額に繋がりにくい状況にあります。

⇒新たな財源を導入することで、「朝夜観光の促進」、「宿泊を伴う滞在型観光」等の観光振興を行いたい

⇒宿泊や、ひいてはその他の市内の観光消費額の向上につなげたい

安定した新たな観光財源を得ていく必要性

第4期鎌倉市観光基本計画 ※令和8年3月策定

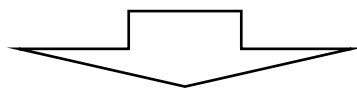
基本理念	
住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉	
目標	施策分野
I 観光がもたらす豊かさの実感	(1) 観光がもたらす経済的・社会的効果の共有 (2) 責任ある観光（レスポンシブルツーリズム）の推進 (3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入 (4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致
II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	(1) 分散型観光の推進 (2) 泊まる観光の推進 (3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進 (4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実 (5) 観光案内の充実 (6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり
III 人材育成・連携体制づくり	(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 (2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり (3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供 (4) 鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす
IV 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実	(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり (2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進 (3) 観光資源に関する効果的な情報発信 (4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ (5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用

計画より抜粋

「住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉」を理念に、**市民と観光旅行者双方が観光による豊かさを実感し、還元できる仕組みづくりに注力**します。

これにより、観光を通じて市民と観光旅行者双方が恩恵を共有し、地域の活力を高めることを目指します。

観光資源の保全と活用を支える基盤を構築するとともに、持続可能な観光まちづくりに向けて、人材育成・連携体制づくりに着手します。



各施策分野のアクションプランをより効果的に実施していくための
新しい財源確保が必要

観光客に応分負担を求める観光財源

・ 国際観光旅客税

国際観光旅客税（いわゆる出国税）は、日本から出国する旅客に課される税で、国際観光振興施策に必要な経費に充てると定められ、出入国手続の高度化、受入環境整備、地域資源を生かしたコンテンツ拡充等に活用されます。なお、政府は2026年7月1日以後の出国から3,000円に引き上げる方針を示しています。

・ 二重価格制度

兵庫県姫路市は2026年3月より、姫路城の入城料を市外・外国人は2,500円（市民は1,000円）に設定しました。

またその後も外国人観光客向け料金や市民料金の引き下げによる二重価格の導入のニュースが度々報じられています。

・ 入域料

2026年2月2日より、ローマのトレビの泉（Fontana di Trevi）の噴水水盤周辺（カティーノ）への入場は、1人2ユーロ（約320～370円）の有料制となりました。

⇒観光分野で、観光客(受益者)に負担を求める制度は
一般化してきていると言えます。

なぜ、宿泊税なのか①

以下の様々な要素から判断し、現時点で市が最も優先して導入すべき観光財源は、宿泊税であると考えています。

- ・ 日帰り客が多い鎌倉市だからこそ、**朝夜観光や宿泊を伴う滞在型観光の推進といった観光振興等を目的とした財源を確保し、活用したい。**

- ・ 観光における受益者である観光客へ負担を求めるにあたり「**宿泊**」
という行為が、最も明確かつ簡便に課税対象を捉えられる。

※飲食、物品の購買、入域、駐車場利用、公共交通機関の利用等の消費行動は、観光客ではない市民等も行うケースが多数あるため、課税対象とすべき行為としては公平性に欠ける

※社寺の拝観料は、宗教上の『寄付』の性質があるとして、現時点では非課税
⇒実現には国も含めた規模での検討が必要であり、導入までの検討に時間を要する

- ・ 導入自治体が急速に拡大しており、情報が既に多く蓄積されており、他の観光財源の確保手法に比べ、ノウハウが確立されている。

⇒ **国内の他の観光都市において、宿泊税を活用した観光振興が進んでいく中、競争力で劣らないためにも、先駆的に導入が必要**

なぜ、宿泊税なのか②

- 他の課税対象行為や財源の確保手法と比べ、財源額を試算するための数字の把握が容易であり、財源規模の予測が立てやすい。
⇒ **観光財源として、将来的な活用計画が立案しやすく、使途が設計しやすい。**

- 得た財源を活用し、宿泊を伴う滞在型観光を支援していくことで、
「税込増」、「サービスの向上」にも繋がり、好循環を生み出せる。



【出所】長崎市 HP

3 これまでの検討経緯について

これまでの検討経緯について

○市内宿泊事業者向けアンケート 令和7年12月22日～令和8年1月14日

○第1回検討委員会の設置及び開催 令和8年2月10日

- ・各種観光財源の比較、検討
- ・他自治体の導入状況について
- ・市内宿泊事業者アンケートについて

○市内宿泊事業者向け勉強会 令和8年3月2日

○市内宿泊事業者向けアンケート(2回目) 令和8年3月2日～同月15日

○第2回検討委員会の開催 令和8年3月31日

- ・宿泊税の導入意義について
- ・宿泊税の制度案及び用途の検討
- ・3月2日実施の宿泊事業者向け勉強会について

○第3回検討委員会の開催 令和8年4月20日

- ・市内宿泊事業者との意見交換会の結果について
- ・宿泊税の課税要件の確定、用途の方向性の確定

○第4回検討委員会の開催 令和8年5月11日

- ・「鎌倉市における宿泊税等観光財源に関する検討報告書」について

4 宿泊税の制度内容について

宿泊税とは

宿泊税とは地方税の一種で、自治体が用途を決めることができる法定外目的税※1であり、宿泊料金等に応じて課税されます。

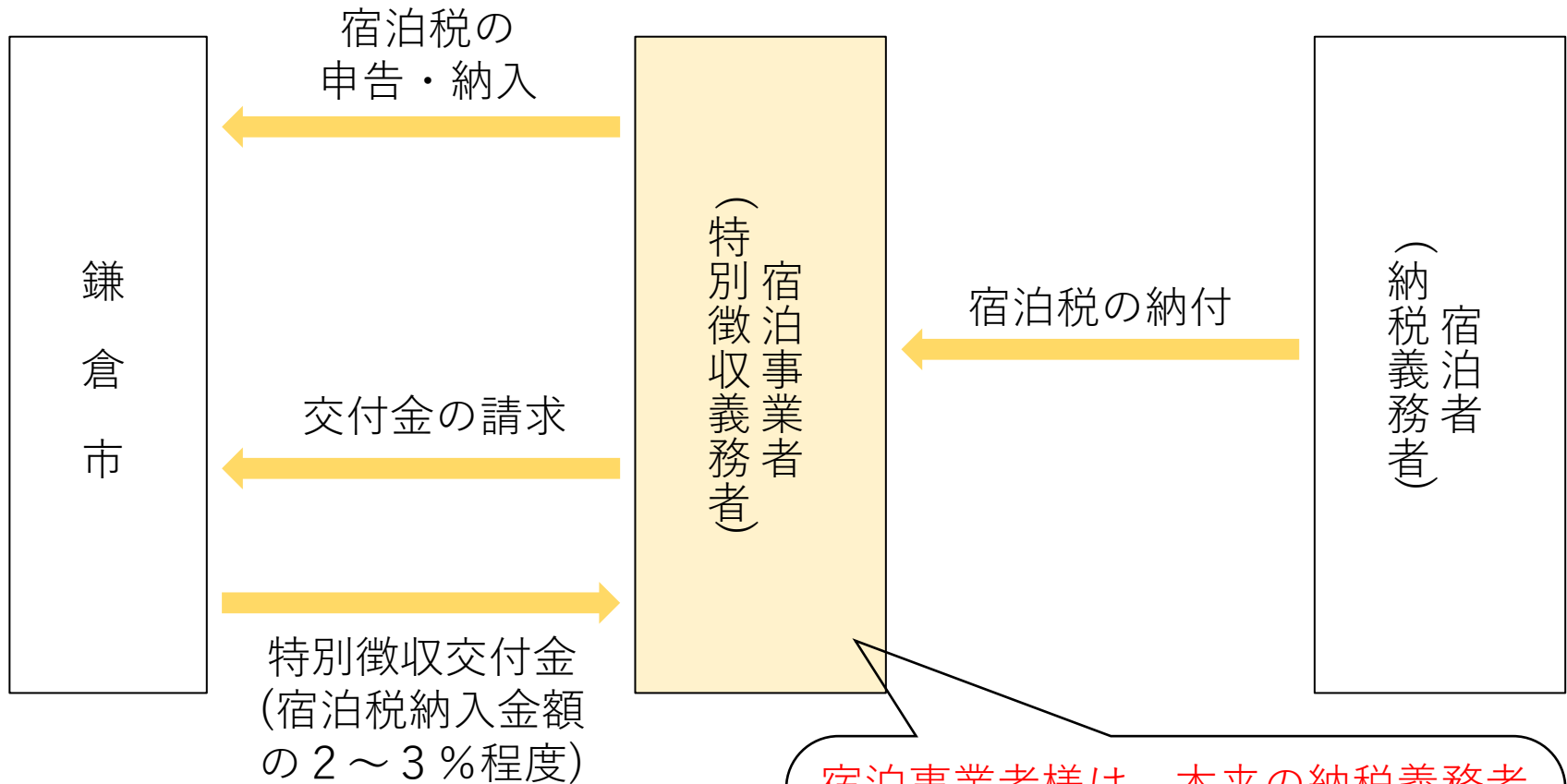
一般的に、宿泊者に対して観光のための財源として地域の魅力を向上させることを用途に掲げるとともに、**地域の観光振興や市民生活と観光との調和等に充てる財源**として活用されるものです。

※1 地方税法に基づき、特定の費用に充てるため地方団体が独自に条例で定めることができる税目で、宿泊税や産業廃棄物税等があります。

(参考)先行事例における宿泊税の目的・用途

京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、 観光の振興 を図る施策に要する費用
熱海市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な 観光振興 を図る施策に要する費用に充てる
湯河原町	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な 観光振興 を図る施策に要する費用

宿泊税の課税・納入の一般例



申告や納入手続き等の事務負担を考慮して支援する交付金で、先行事例では納入金額の2~3%程度を交付しており、本市においても導入を検討しています。

宿泊事業者様は、本来の納税義務者である宿泊客から宿泊税を預かり、自治体へ申告・納入する義務を負う立場として「特別徴収義務者」となります。

他自治体の宿泊税の導入状況

総務省のホームページによると、昨年度末の時点で全国では19の自治体（4都道府県、15市町村）が導入しています。

導入年	導入自治体	導入年	導入自治体	導入年	導入自治体	導入年	導入自治体
H14	東京都	R2	福岡県	R7	常滑市	R7.12	弘前市
H29	大阪府	R2	福岡市	R7	熱海市	R7.12	松江市
H30	京都市	R2	北九州市	R7	高山市	R8.1	宮城県
H31	金沢市	R5	長崎市	R7	下呂市	R8.1	仙台市
R元	倶知安町	R6	ニセコ町	R7.11	赤井川村		

また、直近の報道によると、この4月1日から湯河原町など17の自治体で、新たに宿泊税が開始されています。

共同通信社の調査によると、導入検討中92自治体にのぼっており、今後宿泊税は、観光都市にとってスタンダードな制度になっていくものと捉えています。

全国の先行事例(税率の形態ごとに抜粋)

自治体名	施行年月日	税率	課税対象施設	R7当初予算 (税収見込)	その他
東京都	H14.10.1	段階的定額制 1～1.5万円：100円 1.5万円～：200円	ホテル、旅館	68.9億円	令和9年度中に一律3%の定率制に変更予定
京都市	H30.10.1	段階的定額制 2万円未満：200円 2～5万円：500円 5万円～：1,000円	ホテル・旅館・簡易 宿泊所、民泊	59.1億円	最大で宿泊費10万 円以上は10,000円 までの大幅な増額 を予定 R8.3改正予定 (税率)
倶知安町	R元.11.1	定率制 2%	ホテル・旅館・簡易 宿泊所、民泊	5.6億円	2 ⇒ 3%へ R8.4改正予定 (税率)
熱海市	R7.4	一律定額制 200円	ホテル・旅館・簡易 宿泊所、民泊	5.6億円	
弘前市	R7.12	一律定額制 200円	ホテル・旅館・簡易 宿泊所、民泊	1.2億円	
湯河原町	R8.4 (導入予定)	段階的定額制 ～5万円：300円 5万円～：500円	ホテル・旅館・簡易 宿泊所、民泊	1.9億円	

5 鎌倉市における宿泊税 の概要(案)

鎌倉市における主な宿泊税の課税要件①

宿泊税には、以下に記載する主な課税要件があり、鎌倉市に最も適していると結論付けたそれぞれの内容は以下のとおりです。

項目	具体的な内容	鎌倉市における内容	「鎌倉市における内容」を決めた判断要素・理由
①課税客体	税金がかかる物や行為	鎌倉市に所在する宿泊施設への宿泊行為	先行事例において差別化されていないため、先行事例での内容を踏襲
②課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数	先行事例において差別化されていないため、先行事例での内容を踏襲
③納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者	先行事例において差別化されていないため、先行事例での内容を踏襲
④徴収方法	「特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入」又は「普通徴収：市が納税義務者から直接租税を徴収」	宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する「特別徴収」	自治体が宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であり、全ての先行事例において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する「特別徴収」としている
⑤申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有	全ての先行事例において「毎月末日までに前月分を申告納入する方式」を採用しており、鎌倉市においても同様の内容とする

※より詳細な内容は「鎌倉市における宿泊税等観光財源に関する検討報告書」も参照ください。

鎌倉市における主な宿泊税の課税要件②

項目	具体的な内容	鎌倉市における内容	「鎌倉市における内容」を決めた判断要素・理由
⑥免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度※例：一定の宿泊料金の額未満は課税しない等	設けない	免税点を超える宿泊料金か否かを確認する宿泊事業者の事務負担の軽減の視点に加え、検討委員会でも「一定の宿泊料金以下は免除というのは、不公平感を逆に感じてしまう」といったご意見をいただいたため
⑦課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる※例：一定の年齢未満は課税対象としない等	設けない ※ただし、災害等特別の事情がある場合における減免については別途検討する	検討委員会や宿泊事業者との意見交換会でも「課税免除は証明書や学生証の提示等、確認作業に手間に感じる」といった事務負担を懸念するご意見を多数頂いたため
⑧課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	施行後3年、その後は5年ごとに見直す	社会情勢など観光を取り巻く急速な環境の変化に対応するため、宿泊税の導入後も税額等の見直しを行っている自治体もあり、主流となっている「施行後3年、その後は5年ごとに見直す」とする
(その他の課税要件) 罰則規定	特別徴収義務者が、税金の申告や納入を怠ったり、帳簿の記載を拒否・隠蔽したりした場合に科される刑事罰や過料	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に該当する場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ・申告すべき納税管理人の不申告の場合、10万円以下の過料 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊に係る帳簿、売上伝票等は宿泊税算定における重要な書類であることから、不記載・不作成又は虚偽記載・虚偽作成等の違反行為を抑止するため ・納税管理人に対する規定を厳格化し確実な徴収を図る必要があるため

鎌倉市における主な宿泊税の課税要件③

項目	具体的な内容	鎌倉市における内容	「鎌倉市における内容」を決めた判断要素・理由
⑨税額・税率	税金の額(一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる)	1人1泊300円 (一律定額制)	下記のとおり

・鎌倉旅館組合で実施いただいたアンケート調査において、宿税額の課税額については「定額制で、200円から400円程度が徴収しやすい」というご意見をいただいている。

・市内事業者アンケートでも、課税額について500円を超えた時点から、回答者46名に対し、「影響が大きい」と「ある程度の影響がある」の回答の合算が34名と過半数であり、強い抵抗感が見受けられた。

・市内宿泊事業者との意見交換会等の場で「定率制や段階的定額制は、宿泊料金に応じて課税額が変わるという面では公平性があると思いますが、かなりの事務負担があると感じます。また、複雑な定率制や段階的定額制だと現場で計算ミスが増えることが懸念され、さらには申告漏れや徴収漏れ等のリスクも感じます。」というご意見を多数いただいている。

・1人1泊100円や200円の課税額では、導入初年度に実施する宿泊税の導入に伴うレジやホテル管理システムの改修補助、特別徴収義務者徴収事務の負担に対する交付金を実施できる程度の財源規模に留まり、新たな観光振興等のための施策を行う財源規模とならない。

・先行事例における課税額に対する意識調査の回答で「支払っても良いと思える1泊あたりの宿泊税の上限額」として、300円という回答が最も多い事例が複数ある。

・宿泊税を導入・検討している近隣市である湯河原町、熱海市、箱根町の課税額を考慮すると、これらの自治体より割高な1人1泊、一律500円を課税額として採用することは、宿泊を考えている方の他自治体への流出を招くことにも繋がりがねないため、宿泊税等の観光財源の導入目的の一つである「滞在型観光の促進」と逆行する結果を招くことが強く懸念される。

宿泊税の導入に伴い実施する補助制度

下記の補助制度は先行事例でも行われており、鎌倉市においても、実施を前提に補助内容の検討を進めてまいります。

・ **宿泊税の導入に伴うシステム改修への補助**

宿泊税の導入に伴うレジやホテル管理システムの改修費用に対し、補助金を交付

・ **徴収事務の負担に対する交付金**

徴収業務を担う宿泊事業者様に対し、税込の数%（全国的には2～3%が一般的）を事務経費として交付

参考：補助制度における概算費用

システム改修への補助

【試算】 仮に市内の半数の事業者に対し、50万の補助を行った場合
 $50万 \times 189施設 = 94,500,000円(約0.95億)$

徴収事務の負担に対する交付金

【試算】 仮に税込が年2億とし、交付金3%とした場合、**600万円**

6 税収の使途(使い道)について

目的または用途

鎌倉市での宿泊税における「**税込の用途**※」

※総務省協議で明記するその自治体における用途の理念

国内外から多数の観光客が訪れ、交流する鎌倉市の観光資源の魅力維持・向上を図るとともに、宿泊を伴う滞在型観光の促進、観光と市民生活の調和及び持続的な観光振興のための施策に要する費用

鎌倉市の観光振興に資する使途の考え方

将来に亘って市民、事業者に求められる適切な使途が定められるよう『**使途の評価軸**』が必要。

第4期鎌倉市観光基本計画 ※令和8年3月策定

基本理念 [㊦]	
住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉 [㊦]	
目標 [㊦]	施策分野 [㊦]
I 観光がもたらす豊かさの実感 [㊦]	(1) 観光がもたらす経済的・社会的効果の共有 [㊦] (2) 責任ある観光（レスポンスブルツーリズム）の推進 [㊦] (3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入 [㊦] (4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致 [㊦]
II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備 [㊦]	(1) 分散型観光の推進 [㊦] (2) 泊まる観光の推進 [㊦] (3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進 [㊦] (4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実 [㊦] (5) 観光案内の充実 [㊦] (6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり [㊦]
III 人材育成・連携体制づくり [㊦]	(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 [㊦] (2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり [㊦] (3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供 [㊦] (4) 鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす [㊦]
IV 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実 [㊦]	(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり [㊦] (2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進 [㊦] (3) 観光資源に関する効果的な情報発信 [㊦] (4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ [㊦] (5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用 [㊦]

⇒ 第4期観光基本計画の**基本理念、目標及び施策分野**の各項目に沿っているか否かを使途の評価軸とすることが望ましい。

鎌倉市における用途の案①

住民の生活を快適にする用途(市民と観光客の共通インフラの整備等)

用途名	内容	観光基本計画との適応
観光客のマナー啓発媒体の作成、周知	多言語の観光マナー啓発媒体を作成し、観光客全体のマナー向上に取り組む	I 観光がもたらす豊かさの実感
市民と観光客が利用する共通インフラの整備、維持・管理	公衆トイレ・案内板等の観光施設の新設や維持・管理、歩行空間や景観の整備に取り組む	II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備
観光客の荷物の宿泊施設への配送	市民の快適な歩行空間の確保のためにも、多くの観光客が中継地点として立ち寄る鎌倉駅等で荷物を預け、各宿泊施設まで送り届けるサービスを実施	II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備
宿泊施設の防災対策	近隣の住民や宿泊者以外の観光客も視野に入れた防災関連物資の備蓄に活用	II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備

※先行事例を参考に作成した用途イメージです。実施を保証するものではありません。

鎌倉市における使途の案②

滞在型観光を促す使途

使途名	内容	観光基本計画との適応
朝夜観光・泊まる観光・滞在型の推進	朝夜のイベントの実施 例：①ナイトウォークイベント ②宿泊者の朝活 等	Ⅱ 誰もが安全・快適に 過ごせる受入環境の整備 Ⅳ 多様な資源を活用した 観光コンテンツ整備・充実
宿泊事業者向けデジタルシフト補助	宿泊事業者の省力化やDX化に資する事業へ補助を行う	Ⅱ 誰もが安全・快適に 過ごせる受入環境の整備
鎌倉の歴史を伝えるスタッフの育成・強化	市内のガイド団体と連携した講演や講師派遣の実施	Ⅲ 人材育成・連携体制 づくり
市内の宿泊施設を網羅的に紹介するプラットフォームの整備	プラットフォームを整備し、観光案内所等で閲覧できるように整備、運用	Ⅳ 多様な資源を活用した 観光コンテンツ整備・充実
宿泊を伴う滞在型観光PR動画の作成	宿泊を伴う滞在型観光PR動画を作成し、市の施設などで常時放映	Ⅳ 多様な資源を活用した 観光コンテンツ整備・充実

※先行事例を参考に作成した使途イメージです。実施を保証するものではありません。

7 今後の想定スケジュール

今後の想定スケジュール

内容	想定時期
宿泊税条例(案)に関する意見公募の実施 ※今回のパブリックコメントです	令和8年6月～7月(1ヶ月)
宿泊税条例(案)を市議会に上程	令和8年9月議会
宿泊税導入に関する総務省との協議	令和8年10月から3か月間を 予定
宿泊事業者へ向けた制度説明会	令和9年1月～令和9年9月 (複数回実施)
鎌倉市での宿泊税の課税開始	令和9年10月